# アメリカ法曹協会(ABA)のロースクール認定の概要

訳語については,仮訳である。

#### 1 組織構成

### アメリカ法曹協会 (American Bar Association)

代議員会 (House of Delegates)

法学教育・法曹資格付与部会 (Section of Legal Education and Admissions to the Bar)

### 評議会 (Council)

- 約20人(非常勤)
- ロースクール関係者(ディーン,教授),裁判官,弁護士,非法曹
- ロースクール認定基準や認定手続に関する規則の制定・改廃
- ロースクールの仮認定,完全認定,認定取消しの決定

### 認定委員会 (Accreditation Committee)

- 約20人(非常勤)
- ロースクール関係者(ディーン,教授),裁判官,弁護士,非法曹
- ロースクールが認定基準を遵守しているか,認定を取り消すべき状態と なっていないかの判断

## 現地評価チーム (Site Evaluation Team)

- 6~7人(各現地評価ごとに編成)
- ロースクール関係者(ディーン,教授,図書館長),裁判官又は弁護士, 大学運営担当者

#### 法学教育コンサルタント・オフィス (Office of the Consultant on Legal Education)

13人(常勤)

弁護士3人,その他のスタッフ

現地評価チームの編成,各種調査,資料作成等,認定の運用面

### 2 仮認定と完全認定

## 設 置

仮認定の申請の前に,少なくとも1年間活動していることが必要

### 仮認定 (Provisional Approval)

認定要件:認定基準をおおむね(実質的に)遵守しており,かつ,仮認定後3年以内に認定基準を完全に遵守するに至る信頼できる計画を提示すること

仮認定期間は最長で5年間

## (仮認定後)

年次調査票を毎年提出

現地評価を毎年実施(仮認定後2,4,5年目は完全な現地評価,1,3年目は簡易な現地評価)

# 完全認定 (Full Approval)

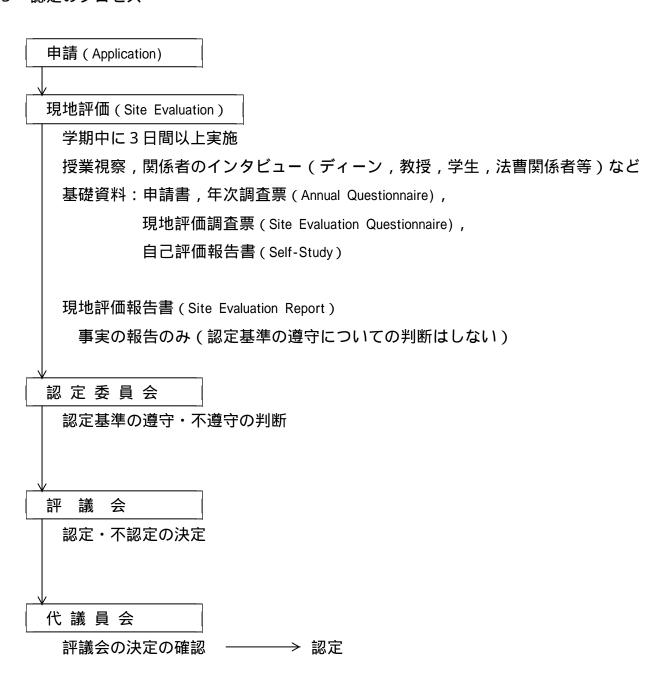
認定要件:認定基準を完全に遵守しており,かつ,少なくとも2年間仮認定を受けていること

## (完全認定後)

年次調査票を毎年提出

現地評価を定期的に実施(完全認定の3年後,その後は7年ごと)

# 3 認定のプロセス



完全認定,仮認定とも,ほぼ同様のプロセスである。

### 4 主な判断資料

- (1) 仮認定・完全認定の申請書 (Application)
- (2) 年次調査票 (Annual Questionnaire)
  - ・カリキュラム,修了要件・必修科目の単位数
  - ・教授団
  - ・入学者選抜,学生の内訳
  - ·授業料等,学生支援
  - ・司法試験の結果,就職状況
  - ・図書館
  - ・施設設備
  - ・財務関係
- (3) 現地評価調査票 (Site Evaluation Questionnaire)
  - ・ロースクール及び大学の歴史
  - ・組織運営
  - ・カリキュラム
  - ・教授団
  - ・入学者選抜,学生の内訳
  - ・学生支援
  - ·図書館,IT関係
  - ・施設設備
  - ・財務関係
- (4) 自己評価報告書 (Self-Study) (例)
  - ・組織運営
  - ・カリキュラム
  - ・教授団
  - ・入学者選抜,学生の内訳
  - ·授業料,学生支援
  - ・司法試験の結果,就職状況
  - ・図書館
  - ・施設設備
  - ・マイノリティに関する取組み

- ・財務関係
- ・ロースクールの役割,教育プログラムの長所・短所,改善目標,目標達成手段等
- (5) 現地評価報告書 (Site Evaluation Report) (例)
  - ・自己評価報告書とほぼ同じ事項について記載
- (6) 事実調査報告書 (Fact Finder's Report)

認定委員会又は評議会は,事実調査人(Fact Finder)を任命して,必要な事実の調査を行わせることができる。

- 5 認定結果等の公表
  - (1) 認定ロースクールのリストの公表
  - (2) 認定ロースクールに関する情報の公表
    - ・入学者選抜に関するデータ
    - ·授業料,納付金,生活費
    - ・学生支援に関するデータ
    - ・学生に関するデータ
    - ・卒業率(中途退学率)
    - ・教授団等の構成
    - ・カリキュラム
    - ・図書館
    - ・施設設備
    - ・就職に関するデータ
    - ・司法試験に関するデータ など
  - (3) ロースクールによる情報の公表

ロースクールは,消費者にとっての基本的な情報を公表するものとする(ABA・ロースクール認定基準509)

・上記(2)と同様の事項の公表